

マイナ救急実証事業が全国一斉に開始！

～マイナ保険証を携行しましょう～

マイナ救急では、救急隊員がご本人のマイナ保険証を活用し、傷病者が過去に受診した病院や処方されたお薬などの医療情報を閲覧します。ご本人や付き添われるご家族の方の負担を軽くするとともに、傷病者の方がより適切な処置を受けるのに活用いたします。



開始日時 令和7年10月1日(水) 8時30分

※開始時刻は、各消防本部の勤務の実情に応じて決定しております。

なお、本格運用は令和8年4月1日から開始します。

通院履歴等の閲覧にあたっては、救急車を必要とする傷病者本人の同意を基本としていますが、個人情報の保護に関する法律に基づき、生命・身体の保護の必要があり、かつ意識不明等、本人の同意を得ることが困難である場合に限り、同意なしで閲覧させていただきます。

※本実証にて得た個人情報は実証事業以外に使用いたしません。

↓↓↓参考資料は、次のページをご覧ください↓↓↓

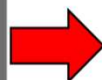
あなたの命を守る マイナ救急 実施中



マイナ救急とは・・・

救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。

★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



- ・傷病者の説明負担が軽減されます
- ・より適切な処置が受けられます

マイナ救急の流れ



①傷病者が情報閲覧に同意する

②マイナンバーカードを読み取る
※暗証番号の入力不要

③隊員が医療情報を閲覧する

④より適切な処置や搬送先医療機関の選定につながる



総務省消防庁



事業に関する情報は特設サイトでもご覧いただけます